

## 綾瀬市活性化応援寄附金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人口減少社会における地域活性化や持続可能性の向上を目指す、市の総合計画に賛同し、市の活性化に向けた施策展開を応援したいという個人からの寄附を募ることで、その財源を確保するとともに、寄附者に対して市の特産品等を贈呈することで、シティセールスの推進と市のファンの獲得を目的とする綾瀬市活性化応援寄附金事業の実施について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活性化応援寄附金 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金であって、綾瀬市に対して行うものをいう。
- (2) キャッシュレス決済 貨幣及び日本銀行券と同様の価値を持つ情報（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）により、物品の購入、役務の提供等の対価の弁済を行う手段及び方法をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱の対象者は、寄附を行う時点において、市外に住所を有する者とする。

### (活性化応援寄附金の使途)

第4条 活性化応援寄附金は、市の総合計画に位置付けられた事業をはじめとした、市の活性化に資する事業に活用するものとする。

### (寄附の申出及び納付方法)

第5条 この要綱に基づく寄附をしようとする者は、次の各号に掲げる手段により市長に申し出るものとし、その納付方法は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 活性化応援寄附金を誘引するウェブサイトであって、市長が指定するもの（以下この号において「ポータルサイト」という。）による申出 ポータルサイトが指定する納付方法
- (2) 別に定める申込書を提出することによる申出 次のアからウまでに掲げる納付方法

ア 市指定金融機関の納付書によるもの

イ 市指定銀行口座への振込みによるもの

ウ ゆうちょ銀行の振込取扱票によるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める申出 その都度市長が定める納付方法

(寄附者への対応)

第6条 市長は、活性化応援寄附金の受領を確認したときは、別に定める受領証明書を寄附者に交付するものとする。

2 市長は、寄附金額の3割を超えない範囲で個別に設定した特産品等の返礼品を、寄附者の希望に応じて贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しないときは、この限りでない。

3 一の年度内において、同一の寄附者から寄附があった場合に対する返礼品の贈呈については、前2項と同様の扱いとする。

(適用除外)

第7条 この要綱に基づく寄附金以外の寄附については、本要綱の規定は適用しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 本事業の実施に必要な準備行為は、平成28年4月1日から行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。